

非常災害対策計画書

はじめに

自然災害『地震・大雨・大雪・暴風等』危機に対し、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定め、入所児童・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。危機的状況が発生した場合はすべての入所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、この指針を活用するものとする。

第 1 章 地震時における事業所の対応

1. 帯広市における地震の想定

帯広市において地震発生により被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島の下に沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。

過去の代表的な地震発生の事例として、1952 年（昭和 27 年）の十勝沖地震(M8.2)、1993 年（平成 5 年）の釧路沖地震(M7.8)及び 2003 年(平成 15 年)の十勝沖地震(M8.0)が大きな被害を及ぼしている。このことから音更町では、従来からの被害想定の対象となる大規模地震の発生形態はプレート型地震を中心として考えてきた。しかし、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたのが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。

十勝においても十勝平野断層帯があり、これは主部と光地園断層からなり、主部は、足寄町から幕別町忠類に至る、長さ 84Km の断層帯で、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれている。この断層の長期評価は、平成 17 年 4 月に地震調査研究本部地震調査委員会から発表された。その評価によると、断層の平均活動間隔は、直接的データがないため、経験則から求めた 1 万 7 千～2 万 2 千年程度とされており、過去の活動が十分に明らかではなく、通常と異なる手法により地震の長期確率を求めている。今後 30 年以内の発生確率は、0.1～0.2%とされているが、その信頼性は低いとされている。

本学園は、「M=7. 2、震度=7、震源地=町外地東部」で想定し、対応マニュアルを作成する。

2. 地震時の対応

(1) 療育時間中の対応

ア. 事業所内で地震に遭遇した場合（療育・あそび等）

- ① 職員は児童に安心できるような言葉をかけ、安全な場所に誘導・避難するよう指示する。（多目的室または屋外）介助を必要とする児童は職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ② 揺れが収まったら、屋外に避難し、全児童及び職員の安全と人数の確認を行う。
- ③ 施設の点検をし、管理者または児発管に報告する。園舎内には安全が確認されるまで立ち入らない。

イ. 外出時に地震に遭遇した場合

事業所とはちがう場所や環境のため精神面で平常ではないことが予想される。その都度状況に応じた対応が必要となる。平素より様々な災害を想定したうえで地域の実情に応じた、安全を確保するための行動や対応をシミュレーションして職員間で認識を統一しておく。

- ① 揺れを感じたらただちに児童を集めて安心できるような言葉をかけ、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待つ。
- ② 地面の隆起・亀裂・陥没、切れた電線、自動販売機、ガラスその他落下及び転倒物に

注意する。

- ③ 事業所に連絡を入れ、必要な場合は事業所に応援を要請する。連絡がつかない場合は、どちらかの職員が事業所に応援を求める。その場をその間児童と共に安全な場所で待機する。
全員が無事で、自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に事業所に戻る。
- ④ 避難時に職員だけで対応できない場合は状況に応じて地域住民にも応援を依頼する。

(2) 事業所の被害状況ごとの対応

ア. 事業所や周囲に火災が発生またはその恐れがある時

- ① 児童を安全な場所に避難させる。
- ② 火災発生場所を認知したら消防署へ通報するとともに他の職員にも伝達し、初期消火に努める。また、最適な避難経路を選び、各地域の避難場所へ誘導避難させる。なお、避難する際は、緊急連絡簿・送迎チェック表・非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

イ. 建物が損壊

児童の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想されるので次の事項に留意する。

- ① 火災が発生していない場合
児童の人数やけがの有無と程度等を確認し、二次災害に備え職員の誘導のもと安全経路を確認しつつ順次各地域の避難所に誘導させる。
- ② ガラスの破片の飛散や余震等による落下物の危険性も考慮し対応する。
- ③ 事業所内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。

ウ. 建物の倒壊

被害状況が著しく大きく危険であり、至急脱出避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておく。

- ① 管理者（児発管）は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- ② 日頃より避難経路を把握し、児童を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。
- ③ 被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の職員で事業所内の巡視をする。施設の被害状況は最終的には専門家の応急危険判定士にゆだねる。
- ④ 地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。

エ. 児童または職員が負傷した場合

- ① 応急処置は事業所に備えてある救急薬品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、避難場所に設置する医療救護所で手当を受けさせる。
- ③ 救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は行政に連絡し、医療施設に搬送して治療を受けさせる。

(3) 児童の引き渡し

大地震が発生した場合は、児童は速やかに保護者に引き渡す。その際は送迎チェック表に日時を記入し引き渡す。

本人確認と署名をもらい児童本人にも確認のうえ、引き渡すこととする。ただし、状況によっては引き渡しを拒否することも視野に入れ対応するものとする。

(4) 児童の保護

- ① 保護者から連絡があり、児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所において原則24時間は児童を保護する。

- ② 夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は各地域の避難所へ避難し、保護する。その場合、管理者（児発管）は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し保護者に伝達できるように可能な手段を講じる。
- ③ 児童を保護するために必要な食糧等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、可能な限り事業所の備蓄食料品で対応する。
- ④ 職員は、残留する児童の数、その他必要な事項を管理者に報告し、管理者は学園本部及び子ども福祉課に報告する。
- ⑤ 事業所は震災後24時間が経過し、保護者からの連絡がない場合や親の安否が確認できない場合は、学園本部及び子ども福祉課に報告するとともに災害遺児として各地域の避難所に園児を預ける。

3. 事業所施設の安全管理等

(1) 安全点検

ア. 日常的な施設の安全点検の実施⇒日々安全点検項目表

- ① 施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には早急に施す。
- ② 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ③ 危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化状況等を点検・記録する。

イ. 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ① 児童が使用する部屋内では書架や戸棚等の固定や転倒落下防止対策を講じる。
- ② 事務所やトイレ・給食室・戸棚やその背後にある物品等固定、転倒防止を講じる。
- ③ 灯油、薬品、ガス(プロパンガスボンベ等)の保管場所についても注意する。

(2) 施設・設備の状況の整理

ア. 分かりやすい敷地・事業所の平面図を準備しておく。

イ. 電気配線図を準備しておく。

- ① 施設内の電気室や高圧受電設備(キュービクル)から配線盤を経由して各教室へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ. 水道配管図を準備しておく。

- ① 水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。
- ② 全体の水道水の流れがわかるよう、事業所平面図等に表示しておく。

エ. 電話配線図を準備しておく。

(3) 防災地図(ハザードマップ)の作成などによる地域の実情把握

ア. 立地の地理的特徴による危険性の把握

周辺における建物・道路・崖・池・川等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

イ. 広域避難場所など避難可能な場所の把握

その他 3箇所(東小学校(洪水時は3階へ避難)、柏小学校、翔陽中学校)

4. 防災教育

- ア. 計画的に児童に対し地震時における避難方法や予防等の避難訓練を実施する。計画の中に緊急避難訓練（指定避難場所への避難など）も行う。
また、地域の自主防災組織の行う合同避難訓練が実施されるときは積極的に参加し、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておく。
- イ. 防災教育は絵本・スライド・ビデオ等の活用や消防士による講話等で実施し推進していく。
- ウ. 保護者へは、事前に緊急時における対応方法や避難先などを周知する。

5. 資料

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

被災者の状況を事業所が把握する場合

- ①被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。

Tel 171-1-0155-00-0000 (保護者宅番号)

- ②職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

Tel 171-2-0155-00-0000 (保護者宅番号)

事業所の状況を被災者が把握する場合

- ①事業所は事業所の電話番号をダイヤルし、被災状況等をメッセージに録音しておく。

Tel 171-1-0155-00-0000 (事業所番号)

- ②保護者など関係者は、事業所の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

Tel 171-2-0155-00-0000 (事業所番号)

(2) 防災上必要な設備等

区 分	設 備 等
消 火	消火器 消火栓 水バケツ 防火扉
避難・誘導	非常階段 ラジオ 拡声器 懐中電灯 ヘルメット
医薬品	救急薬品 担架
生活維持	非常食 飲料水 毛布 ビニールシート マスク トイレットペーパー ティッシュペーパー ウエットティッシュ 電池

(3) 震災発生から時間別対応表

		管理者 (情報伝達・指示係)	
発 災	<p>◆誘導</p> <p>①児童の安全を確保する。 ②屋外に避難をさせる。 ③一時避難完了後、人数等の報告をする。</p> <p>◆救護</p> <p>①救急用品を確保する。 ②負傷した児童の応急手当などを行う。 ③救護スペースの設置確保を行う。 ④管理者に報告する。</p>	<p>◆確認</p> <p>①震災を周知させる。 ②火気の確認と非常持ち出し、消火器の確認をする。 ③児童と職員の安全確認と人数確認</p>	<p>◆初動対応</p> <p>①火の元を閉じる。 ②配電盤点検、ガス漏れ点検 ③火災発生の場合は初期消火行動に移る。</p>
1 時間 6 時間 23 時間	<p>① 保護している児童を、保護者へ引き渡す。 ②残留児を安全な場所(室内外)へ移動させて保護する。</p>	<p>①施設の安全点検及び確認 ②周囲の建物の状況確認 ③テレビ・ラジオ等による情報聴取 ④職員の役割分担、指揮権を確認 ⑤避難所への経路の確認</p>	<p>①施設の安全点検及び確認 ②周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認 ③近隣住民が避難してきた場合の対処を行う。 ④状況の確認と必要事項を管理者等に報告する。</p>
1 日 3 日	<p>① 保護している児童を、保護者へ引き渡す。 ②児童を指定避難場所に移送する。</p>	<p>①状況により職員を帰宅させる。 ②指定避難場所に移動する際の職員を確保する。</p>	

3日	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の再開の組織作りをする。 ② 職員の確保 ③ 事業所の確保—教室内で使用可能な部屋の確認 ④ 児童・保護者の居住状況の確認 ⑤ 再開の際の周知方法を検討する。 ⑥ 臨時の利用表編成を検討し、最低限の書類を事前に作成する。
----	--

第2章 風水・雪害時における事業所の対応

1. 風水・雪害時の対応

(1) 対応

児童の安全を最優先した防災対策を講じ、児童への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

ア. 受け入れ前に災害等の警報が発令された場合

状況に応じて部内関係者が対応を協議、各家庭に連絡をする。

イ. 療育中に災害等の警報が発令された場合

①地域の状況に応じて、職員が適切な措置を講ずる。

② 児童への対応

- ・強風や大雨の際は、児童たちが落ち着けるように配慮する。
- ・風で飛ばされるような玩具やその他飛ばされやすいものなど点検し、撤去する。
- ・停電の可能性がある場合には、懐中電灯・ラジオの確認と点検する。

(2) 防災計画に基づく洪水時の避難場所

市街地などでは、雨が強いと感じて15分程度で床下浸水が起こる可能性もある。

そのため、強い雨には十分注意し、むやみに外出することはさける。

2. 施設の安全管理等

(1) 施設管理者としての事前対応

ア. 管理者は風水雪害時の災害を未然に防止するため、施設内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

イ. 建物所周辺における建物・道路・崖・池・川等の危険性を把握し、避難場所を確認する。また、ハザードマップを作成する。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

管理者は重要書類および非常持出について準備し、被害を最小限にする。緊急連絡網、などの持ち出しに留意すること。

(3) 衛生管理体制の確保

ア. 大型台風接近の情報を受けた時は、消毒用および救急用資材の確保を速やかに行う。

イ. 衛生機材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所に移動させる。

3. 施設が被害を受けた場合の対応

(1) 風水雪害時の応急対応

被害を受けた場合は、管理者は速やかに被害状況等を把握し、その状況を学園本部に報告する。

(2) 児童の措置と応急復旧処置の実施方法

ア. 管理者は風水雪害の状況に応じ、児童の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ. 管理者は被災の状況を考慮し、可能な範囲で療育支援の実施を図る。

ウ. 被災した教室の実態を検討し、被災児童数に応じて収容対策を講じるように、学園本部及び子ども福祉課と協議する。

エ. 開所前に施設を確認し、危険のないように処置を行う。被害が大きい事が予想される場合は、開所時間前に出勤し2次被害の防止に努める。

オ. 管理者は被災箇所を点検し、児童の安全を確保するために必要な措置を講じる。

5. 資料

(1) 避難勧告などの発令目安と行動

情報の種類	発令基準	行動
避難準備情報	河川の水位が警戒水位を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる時	<ul style="list-style-type: none">保護者との連絡非常持出品の準備避難の準備避難に時間がかかる場合は避難行動を開始
避難勧告	河川の水位が危険水位又は特別警戒水位を超える恐れがある時	<ul style="list-style-type: none">避難場所への避難行動を開始
避難指示	河川の水位が危険水位を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる時	<ul style="list-style-type: none">確実な避難行動を直ちに完了避難していない場合、すぐに避難するか、その時間がないと思われる場合生命を守るための最低限の行動を開始

(2) 雨の強さと被害想定

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	イメージ	屋外の様子	災害発生状況
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	道路が川のようになる	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から水があふれる。
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り続く)	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。 恐怖を感じる。		雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、嚴重な警戒が必要。

(3) 平均風速と被害の目安

風速m/s	現象
10	雨傘が壊れる。
15	取り付けの悪い看板等が飛ばされる。
20	風に向かって歩きにくい。身体を30度位前に傾けないと立ってられない
25	屋根の瓦が飛ばされる。
30	雨戸がたわんで飛ばされる。木造の家が倒れる。
35	電車の客車が倒れる。
40	小石が飛ぶ。身体を45度位前に傾けないと立ってられない。
50	倒れる家が多くなる
60	鉄塔がまがる。被害は甚大となる。

別紙 避難場所及び避難経路

○火災、地震災害時の避難場所

→東小学校

→洪水時の際は、東小学校（2階、3階へ避難）

→柏小学校

→翔陽中学校

